

浦安市告示第28号

浦安市市民活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市市民活動補助金交付要綱（平成14年告示第43号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

記

1 事業の区分（該当する方を○で囲んでください。）

自立促進事業 ・ 活性化事業

2 申請事業名

」

を

「

記

1 申請事業名

」

に、「3」を「2」に、「4」を「3」に、「5」を「4」に改める。

別記第2号様式中

「

教示 この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書面で、浦安市長に対して審査請求をすることができます。

を

「
教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。